

安全安心課だより 令和2年度 第3号

加入していますか？ 「自転車保険」

～ 福岡県自転車条例改正～

令和2年10月1日から自転車保険への加入が義務化されます！！

《対象者》

- ・ 自転車を利用する人（子どもが利用する場合はその保護者）
- ・ 従業員に自転車を利用させる事業者
- ・ 自転車貸付業者（県への届出義務があります）

※ 現在ご加入の各種保険に特約等で自転車保険の内容が含まれている場合がありますので、保険会社に確認してください。

自転車事故での高額賠償事例

賠償額

9,521万円

小学生が夜間、自転車で帰宅途中、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった。

（神戸地裁、平成25年7月）

賠償額

9,266万円

高校生が、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた会社員と衝突。会社員に重大な障がい（言語機能の喪失等）が残った。

（東京地裁、平成20年6月）

万が一の自転車事故に備えておきましょう！